

日田市中小企業振興計画（案）

【 第 1 期 計 画 】

平成29年3月 策定
令和 2年 月 改訂（予定）

日 田 市

第3章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）

1. 計画の基本方針と施策

前章までの現状・課題を受けて、本計画では、5つの基本方針を柱に、24の施策に取り組むことで中小企業の振興を促進します。

「基本方針」

「基本的施策」



2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等

中小企業振興の柱となる5つの基本方針ごとに、計画期間中に重点的に取り組む施策と目標値を設定し、庁内関係部局及び関係機関との連携によって、それぞれの施策を実行することで、目標値の達成を目指します。なお、既に「総合戦略」にて設定されている目標値は、本計画との関連性を保つため、「現状値」「目標値」を同一とします。

基本方針1 経営基盤の安定強化

【方向性】

経営相談・指導体制の充実及び円滑な資金調達の支援等により、中小企業の経営基盤の安定強化を進めます。

【取組内容】

1-1 経営に関する相談及び指導の充実

- ・商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談などにより、金融、財務、労務、社会保険、経営・技術の改善等、中小企業の経営全般にわたる支援を行います。
- ・商工会議所、商工会の経営指導員による周辺地域の巡回指導等により、小規模企業の事業の持続的な発展に向けて、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・小規模企業に対して、きめ細やかな経営相談・指導を行います。
- ・中小企業や小規模企業が経営に関する相談を気軽にできる窓口を設置し、中小企業診断士等の専門相談員が関係機関との連携を図りながら、継続した相談・指導にあたります。
- ・中小企業支援団体や金融機関と連携し、専門家の活用を図りながら、経営革新や経営力向上等のためのセミナーを開催します。
- ・中小企業支援団体や金融機関と定期的に協議の場を設けて、情報を共有することにより、中小企業の相談支援体制の強化を図ります。

1-2 円滑な資金調達の支援

- ・日田市中小企業振興資金融資制度により、中小企業の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・水郷日田の良好な環境を保全するため、公害防止のための施設の設置及び改善等に必要資金の調達を低利融資で支援します。
- ・国や県が行う中小企業向けの低利融資制度の活用を支援します。

- ・日本政策金融公庫が取り扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の活用により、小規模企業の金利負担の軽減を図ります。
- ・新分野への参入や新たな事業展開等、経営基盤の強化に取り組む中小企業に対し、関係機関の支援制度など必要な情報を提供します。

1-3 販路開拓の支援及び取引のあっせん

- ・アンテナショップ等を活用し、地場製品の販路開拓につなげます。
- ・バイヤーと生産者をマッチングさせる商談会をはじめ、百貨店や量販店等と連携した「日田フェア」の開催により、新たな販路を創出していきます。
- ・各業界の取り組む産地PRや展示会、商談会等、販路開拓の活動を支援します。
- ・各業界を対象とした各種セミナー等の開催により販路開拓を支援します。
- ・県や関係機関等が開催する物産展や商談会の情報を提供します。

1-4 情報通信技術の活用支援

- ・情報発信、情報セキュリティ対策等の研修機会の提供を通じて、ホームページの開設やネットビジネスの展開等、中小企業のICT（情報通信技術）利活用を促進します。

1-5 円滑な事業承継の支援

- ・円滑な事業承継の促進に向けて、大分県事業引継ぎ支援センターを活用し、事業承継を希望する中小企業者と経営資源を引き継ぐ意欲のある方とのマッチングを支援するとともに、中小企業支援団体や金融機関等との連携を図りながら、研修機会の提供を行います。

1-6 個別企業に対する支援体制の強化

- ・様々な経営課題にワンストップで対応できる相談窓口を設置し、個別の相談・指導を行うとともに、必要に応じてより専門性の高い支援機関や各種専門家を紹介するなど、商工会議所・商工会と連携し伴走型支援体制を強化します。
- ・金融機関との連携協定の締結等により、金融と経営支援の一体となった取組みを進めます。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値 (H30実績)	目標値 (R5年度)	該当基本的施策
日田市ビジネスサポートセンターの年間相談件数(回)	728回	720回	1-1 1-3 1-4 1-5 1-6
商工会議所・商工会の年間相談・指導件数(件) (うち窓口相談件数)	4,431件 (1,533)	4,200件 (1,800)	1-1 1-2 1-4 1-5 1-6
市の融資制度の年間融資件数(件)	128件	150件	1-2
市外での物産展等への年間出店事業者数(社)	24社	30社	1-3 2-1 2-2
日田市アソシエツップ 大丸福岡天神店での年間売上額(億円)	1.06億円	1.08億円	1-3 2-1 2-2
商店街の <u>利用可能な空き店舗数</u>	41件 (H28年)	41件 ※調査中	1-5 2-3

基本方針2 中小企業の活用による地域内の経済循環の創出

【方向性】

市内中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報を、広く市民や企業に紹介するとともに、地域内資源の積極的な活用により、地域内循環の創出を図ります。

また、市民が自発的に地域商店を利用し、市内産品・製品を活用することで、地域社会を支える中小企業を応援し、中小企業の活性化を促します。

【取組内容】

2-1 製品、技術、サービスに関する情報提供

- ・市内中小企業の商品、技術、サービス等を紹介する展示会やイベントの開催を支援することで、新たな取引の創出につなげるとともに、市内産品・製品の市民の活用を促します。
- ・異業種間の交流や中小企業の事業連携を促進し、取引の拡大を目指します。

2-2 地域資源活用の促進

- ・専門家のアドバイスや各種助成事業の活用により、農林水産物を活用した新たな商品づくりや販路開拓に積極的に取り組む中小企業を応援します。
- ・農林水産物や加工技術等の地域資源を活用した商品開発に対する各種支援を通じて、高付加価値商品の創出を目指します。
- ・地域資源を活用した商品やサービスの競争力を高めていくことにより、魅力ある地域ブランドへと進展させます。

2-3 地域商店活用の促進

- ・商店主や地域住民のニーズ調査を行い、空き店舗や空き地の活用の促進、良好な商業空間の維持、協同催事の開催等の商店街振興に必要な事業を支援することで、商店街の魅力向上や賑わいづくりにつなげます。
- ・大規模店舗との共存による良好な商業空間の形成や、コミュニティ機能の強化に取り組みます。

2-4 受注機会の拡大

- ・官公需発注では、透明性の向上と公正な競争を確保し、地元企業に配慮した入札によって中小企業の受注機会の拡大に努めます。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)	該当基本的施策
日田市工業連合会の会員企業数(社)	226社	235社	2-1 3-2 3-5 3-6
【再掲】 日田市アンテナショップ [®] 大丸福岡天神店での年間売上額(億円)	1.06億円	1.08億円	1-3 2-1 2-2
【再掲】 市外での物産展等への年間出店事業者数(社)	24社	30社	1-3 2-1 2-2
家具・装備品製造業の年間製造品出荷額等(百万円)	5,104百万円	5,200百万円	2-1 2-2
小売業年間商品販売額(百万円)	66,429百万円	66,674百万円	2-3
市内商店街での購買シェア(%)	15.5% (H29年)	16.9%	2-3
【再掲】 商店街の <u>利用可能な空き店舗数</u>	41件 (H28年)	41件 ※調査中	1-5 2-3
木材・木製品製造業(家具を除く)年間出荷額(百万円)	16,387百万円	16,537百万円	2-1 2-2
市の建設工事の市内業者発注件数割合(%)	97.3%	96.5%	2-4
市の物品の市内業者発注件数割合(%)	68.8%	79.0%	2-4

基本方針3 経営の拡大及び新分野への進出の促進

【方向性】

産学官や農商工連携により新たな技術、商品、サービスの開発を進めるとともに、海外や新たな市場・業界への進出を支援することによって、中小企業の経営拡大につなげます。

【取組内容】

3-1 産業集積の促進

- ・気候風土に根差した木材関連産業や豊富な地下水源を生かした水関連産業、さらには交通の利便性を生かした高性能部品の生産拠点として、国際競争力の高い企業の集積を進めます。
- ・国や県の関係機関と連携し、情報通信技術を活用した新たなビジネス等、今後、成長が見込まれる新産業分野に関連した事業創出を支援します。
- ・本市における企業立地を促進するため、日田市企業立地促進条例に基づく必要な奨励措置を講ずることにより、新たな雇用機会の創出を図り、地域経済の浮揚及び市民生活の向上につなげます。
- ・大分県中小企業団体中央会を通じて、経営資源を相互に補完するための中小企業の連携・組織化を支援します。

3-2 新技術・新商品の開発支援

- ・中小企業同士や誘致企業とのマッチングを行う異業種間交流の開催や産学官連携の支援によって、新たな事業連携や新商品開発の機会などを提供することで、中小企業の販売力の向上や新たな分野への進出につなげます。
- ・大分県産業科学技術センターにおける技術相談、受託研究、設備機器利用等を通じて中小企業の技術の高度化を支援します。
- ・公益財団法人大分県産業創造機構による個別指導やアドバイス等を活用し、中小企業の技術力の向上や新たな商品開発による取引拡大につなげます。

3-3 地域資源を活用したツーリズムの振興

- ・美しい自然景観や環境、歴史に培われた文化など、本市の魅力的な観光資源の活用と発掘を図り、福岡都市圏に近いという交通の利便性を生かし、日田市観光振興基本計画に基づき、これらの地域特性を生かしたツーリズムの振興に取り組みます。

3-4 農商工連携の促進

- ・中小企業と農林漁業者との連携を図り、日田市農業振興ビジョン及び新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョンに基づき、基幹産業の一つである農林漁業から生まれる一次産品に付加価値を付け、新たな商品開発を行うための支援を行います。
- ・県や関係機関と連携し、商品開発の支援や、農林漁業者と商工業者とのマッチング等により農商工連携や6次産業化の取組を推進します。

3-5 海外進出の支援

- ・国内市場が縮小傾向にある中、新たな需要を求め海外市場への進出を検討する中小企業に対して、進出先の現地情報の提供や進出にあたっての基本的な知識の習得、進出戦略の作成等、一般社団法人大分県貿易協会や日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携によって、海外進出に必要な支援を行います。
- ・一般社団法人大分県貿易協会や関係機関によるセミナー等を通じて、海外展開への理解促進を図ります。

3-6 知的財産の活用促進

- ・中小企業等の知的財産支援拠点である一般社団法人大分県発明協会と連携し、先進的な事例や知的財産に携わる様々な専門家や支援機関を紹介するなど、アイデア段階から事業展開まで、知的財産を積極的に活用する中小企業を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)	該当基本的施策
【再掲】 日田市工業連合会の会員企業数（社）	226社	235社	2-1 3-2 3-5 3-6
既存誘致企業の増設及び新規立地件数（件）	3件	4年間で8件	3-1
企業誘致等による新規雇用者数（人）	27人	4年間で61人	3-1
年間観光入込客数（千人）	3,681千人	5,000千人	3-3
農産加工の新商品年間開発数（個）	3年間で11個	4年間で8個	3-4
商工会議所が発行する貿易関係証明発行件数（件）	29件	20件	3-5

基本方針4 創業の促進

【方向性】

新たなビジネスモデルを持って市場に参入する创业者が増加していくことは、関連産業の活性化につながり、既存事業者の経営革新を促すうえでも大きな期待ができることから、新たな事業に果敢に挑戦できる環境づくりを進めます。

【取組内容】

4-1 情報・機会の提供と相談体制の充実

- ・商工会議所や商工会による窓口相談や創業セミナー等により、創業希望者が創業に向けて具体的な検討ができるように支援します。
- ・日田市創業支援等事業計画に基づき、商工会議所や商工会、金融機関等の創業支援事業者と行政機関が連携を密にし、創業希望者や創業後間もない方へ、段階に応じた情報提供や指導等、きめ細かなサポートを強化していくことで、創業の実現と安定した経営を目指します。
- ・創業後の経営の安定化を図るため、創業支援機関と連携し、継続的な相談・指導に応じるなど、企業の成長段階に応じた支援を行います。
- ・創業支援窓口を開設し、創業に関する相談・指導に応じます。
- ・創業支援事業者や、おおいたスタートアップセンター等の行う各種セミナーやワークショップを通じて、起業家とのネットワークづくりを支援することで、創業希望者の意欲を高めるとともに、高い成長意欲と新規性、成長性に優れた技術を有する企業の創出、成長を支援します。

4-2 事業計画策定及び資金調達の支援

- ・創業意欲を持つ人が、確実な経営ができるよう、中小企業支援団体や専門の相談員が創業時の事業計画策定を支援するとともに、創業後も事業が軌道に乗るように、継続的なフォローアップを行います。
- ・開業資金や女性若者・シニア起業支援資金等、既存の資金調達支援制度の利用を促進するなど金融機関との連携を図りながら、創業時に必要となる資金の円滑な調達を支援します。

【目標値】

重要業績評価指標〈KPI〉	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)	該当基本的施策
日田市創業支援事業計画に基づく年間創業者数(件)	19件	14件	4-1 4-2
【↑上記創業者数の内数】 日田市ビジネスサポートセンターの支援による創業者数(件)	18件	10件	4-1 4-2
開業資金の新規融資件数(件)	2件	2件	4-2
女性若者・シニア起業支援資金の新規融資件数(件)	4件	10件	4-2

基本方針5 人材の育成・確保と事業環境の整備

【方向性】

人口減少時代を迎え、労働力人口の減少が進む中、本市経済の持続的発展のためには、優秀な人材の確保・育成を図り、市内で活躍してもらうことが重要です。このため、若年者の成長の段階に応じた施策を展開していきます。また、若年者や女性、高齢者(※3)、障がい者等、誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めます。

(※3) 本計画において、「高齢者」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により定義される55歳以上の者とします。

【取組内容】

5-1 技術・技能の伝承と後継者育成

- ・中小企業の従業員の技術・技能習得のための支援や、関係機関によるセミナー等により、キャリアアップ・スキルアップにつながる機会を提供します。
- ・経営者が早期に後継者の育成に着手できるよう、学習や相談の場を提供するなど、関係機関と連携して円滑な事業承継を支援します。
- ・認定職業訓練校等の活動を支援し、中小企業が積極的に人材育成に取り組める環境を整備します。
- ・伝統的な技術、技能の継承と後継者の育成を図るため、中小企業が行う技術、技能の継承に関する活動を支援します。
- ・中小企業支援団体と連携しながら、経営者及び従業員の知識、管理能力等の向上を図る研修を推進します。
- ・国や県、関係機関と連携し、技術・技能の習得やキャリアアップのための情報提供を行います。

5-2 中小企業への就労促進

- ・若年者やフリーター、ニート等の就労促進を図るため、若年者の就労支援窓口「ジョブカフェおおいた日田サテライト」を設置するなど、ハローワークと連携しながら総合的な就労支援サービスを提供します。
- ・関係機関と連携し、高校生と市内企業との合同説明会を開催することにより、高校生が職業選択しやすい環境を整備し、就労のミスマッチ等の解消に努めるとともに、市内企業への就労を促します。
- ~~・求職者の技術・技能習得活動を支援し、資格習得による就労機会の創出を図ります。~~
- ・UIターンによる市内企業への就労を促進するため、市内求人企業等の情報の提供を行うとともに、求職者と市内企業とのマッチングの機会を提供します。

5-3 キャリア教育の推進

- ・若年者の職業観を醸成し、地元企業への就労意欲を高めるため、中小企業や関係機関、小中学校や高等学校、大学等の教育機関との連携のもと、~~社会見学や職場体験、インターン・シップ等を通じた~~**発達段階に応じた職業観・勤労観をはぐくむ学習プログラムを通じた長期的な**キャリア教育を推進します。
- ・市内中小企業と学校関係者との就労に関する幅広い情報交換の場を設け、教職員に市内企業の魅力を紹介します。

5-4 就労しやすい環境の整備

- ・事業規模の小さな事業所への就業規則の作成を支援し、働きやすい環境整備を進めます。
- ・中小企業支援団体や国、県と連携し、女性の人材育成や登用に向けた企業等の取組を促進します。
- ・高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業あるいは、その他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。
- ・障がい者が地域で自立した生活を営むため、~~一般就労に向けて必要な訓練を提供するなど、障がい者の雇用を促進します。~~**関係機関と協働で、企業開拓や相談支援体制の強化を行い、障がい者雇用の促進を図ります。**
- ~~・外国人材の受入れ・共生については、県や関係機関等と連携した取組を推進します。~~
- ・国や中小企業支援団体と連携し、中小企業の勤労者のための福利厚生制度の導入を促進します。

5-5 ワーク・ライフ・バランスの促進と勤労者福祉の充実

- ・中小企業の経営者や管理職等の意識改革を促すためのセミナーの開催や啓発のための広報活動を展開するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への支援に取り組めます。
- ・労使間トラブルの未然防止や労働者の処遇改善のため、関係機関と連携し、労働法制の普及・啓発に努めます。
- ・勤労者の余暇の充実や健康及び体力の維持・増進を図るため、活動の場を提供します。

5-6 下請取引の適正化

- ・原材料価格等の高騰が立場の弱い下請事業者にしわ寄せされることの無いよう、建設業法等の関係法令の遵守徹底に取り組むとともに、必要に応じて元請け業者に対し指導を行います。

【目標値】

重要業績評価指標（KPI）	現状値 （H30年度）	目標値 （R5年度）	該当基本的施策
ジョブカフェおおいた日田サテライト登録者の市内企業への就職者数（人）	60人	70人	5-2 5-3
ハローワーク日田管内の高等学校卒業者で就職希望者の管内就職率（%）	28.36%	40%	5-2
求職者資格取得支援事業利用者の市内就職者数（人） 【削除】	4年間で32人	事業終了	5-2
技能検定の年間合格者数（人）	148人	160人	5-1
日田共同高等職業訓練校の年間入学者数（人）	11人	5人	5-1
ハローワーク日田管内の育児休業年間取得者数（人）	193人	200人	5-4 5-5
UIターンによる年間就職者数（人）	1人	20人	5-2 5-3
日田市シルバー人材センターの就業率（%）	91.10%	70.0%	5-4
若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率（人）	1.8	2.1 （H42年度）	5-5

第4章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

市は、本計画に基づく施策等を推進するため、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、中小企業支援団体、金融機関などの関係機関と中小企業が相互に連携した取組を進めます。

2. 関係団体の役割

①日田市の責務

市は、本計画に位置付けられた施策を着実に実施するため、必要な予算措置に努め、中小企業支援団体のほか、金融機関、大企業、大規模小売店舗、学校、大学、市民、他の行政機関等と連携・協力し、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進します。

また、施策の推進にあたっては、必要な情報の収集と提供を行います。

②中小企業の努力

中小企業振興の着実な推進には、中小企業の自主的な努力と積極的な取組が必要です。自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善及び人材育成、雇用の促進、福利厚生の上昇に努めていくとともに、事業協同組合等を組織化し、相互の連携及び協力を図ることが求められています。

また、まちづくりの担い手として、中小企業が地域のイベントや防災活動などに積極的に参加し、地域社会や市民生活の向上への貢献を果たさなければなりません。

③中小企業支援団体の責務

商工会議所や商工会をはじめとした中小企業支援団体は、事業者の実態を的確に把握し、事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善や創業支援などを行う役割を担います。中小企業振興のための支援策の立案・実施や、事業活動を通じて、地域社会への貢献を行います。

④金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金供給や、経営革新・改善へ協力するとともに、積極的な創業支援に努めます。

⑤大企業の役割

大企業は、自社企業の発展によって地域雇用の維持・拡大を図るとともに、投資の継続等により市内経済への発展に貢献します。

また、中小企業振興に関する施策に協力し、中小企業との連携及び協力を努めます。

⑥大規模小売店舗の役割

大規模小売店舗は、中小企業の事業共同化のための組織や中小企業支援団体へ加入するよう努めるとともに、地域社会を構成する一員として、まちづくり活動に参加・協力することで、地域の発展と市民生活の向上に寄与します。

⑦学校及び大学の役割

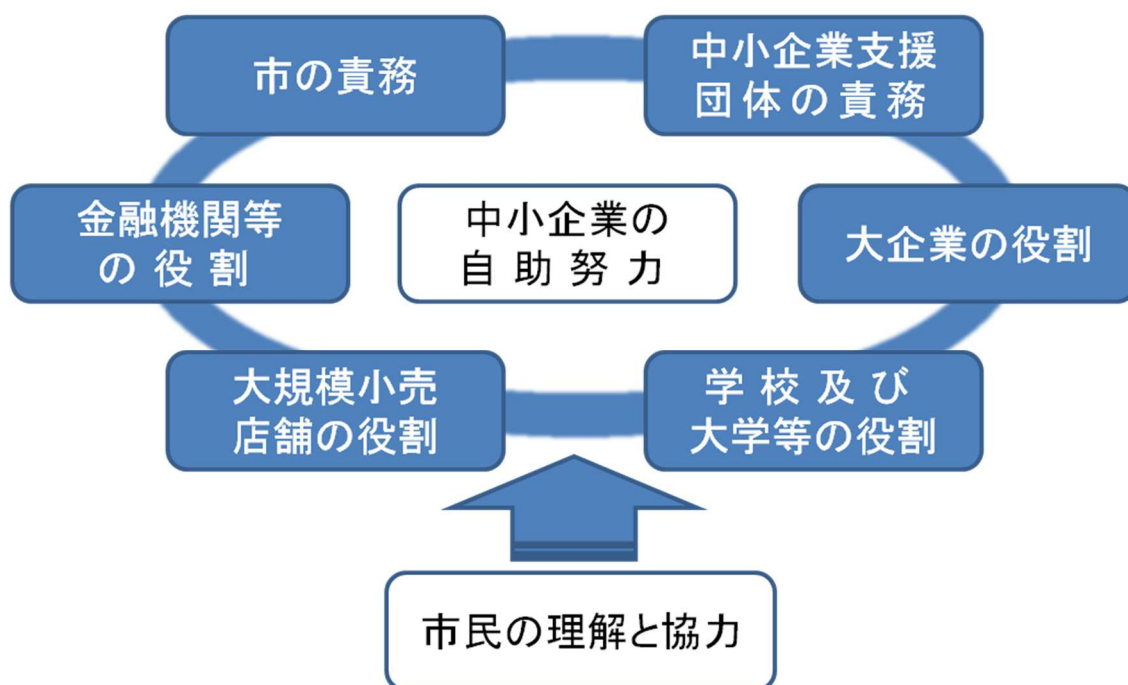
地域の小・中学校、高等学校等は、社会見学や職場体験等の実践により、キャリア教育を推進し、次世代を担う人材育成に努めます。

大学等は、専門的な技術や能力を備えた人材育成を行うとともに、中小企業との連携により産業技術の開発と技術力の向上に努めます。

⑧市民の理解と協力

市民は、本市の経済の発展や生活の向上に中小企業が果たしている役割を理解し、地域商店の利用や市内産品・製品の活用を通じて、中小企業振興への協力を努めます。

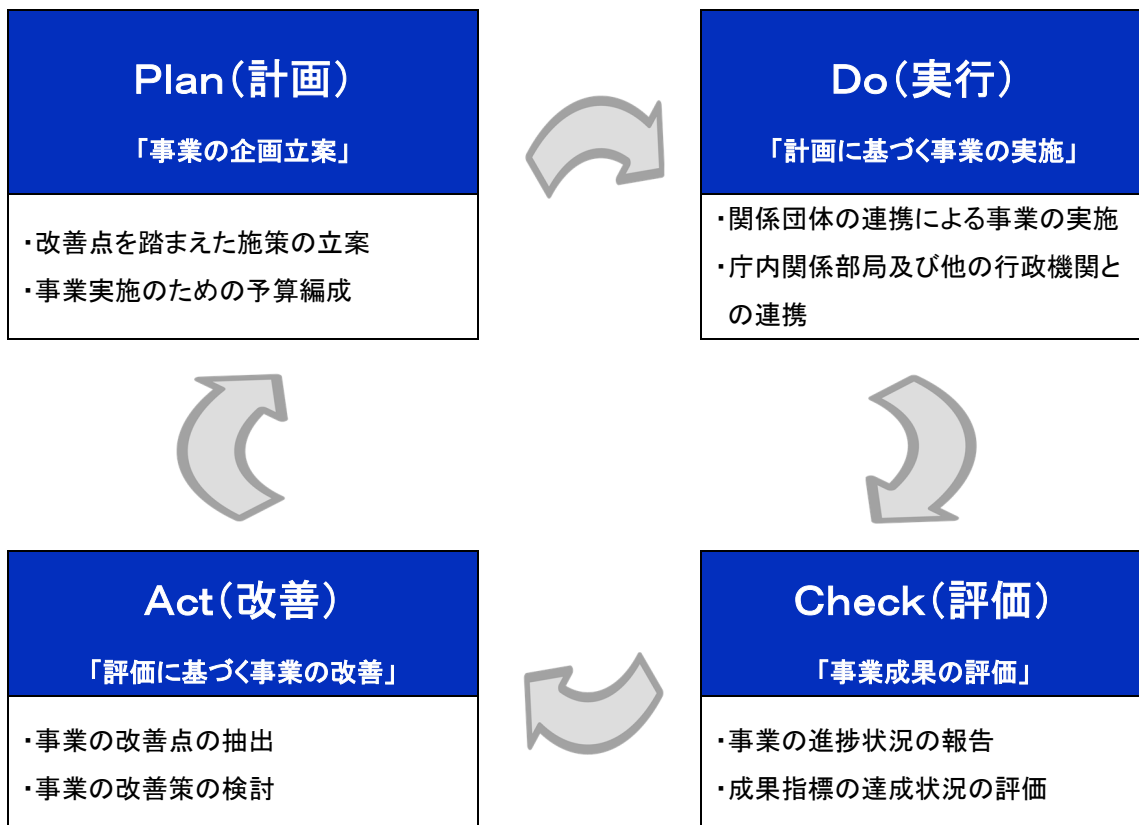
関係者の責務と役割



3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証

条例に位置付けられた「意見の聴取」として、実態把握のための訪問調査を行うとともに、中小企業や中小企業支援団体等で組織する意見広聴機関である「中小企業振興推進会議」を設け、毎年、計画の進捗状況を報告し、客観的な検証を行い、必要な見直しを図ります。

【PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証】



日田市中小企業振興基本条例

平成 28 年 3 月 25 日

日田市条例第 6 号

(前文)

本市は、古くから交通の要衝として栄え、江戸期には幕府直轄地である天領となり、九州の政治、経済の中心地でした。山々に囲まれた自然環境の中で、幕府の奨励により杉の造林が進み、戦後の復興需要に伴い製材工場が増加し、多様な木材関連産業が集積するまちとして発展してきました。また、豊かな水資源に恵まれ、福岡都市圏に近いという地の利を生かし、近年では、飲料、機械産業等の大型企業が進出し、地場の中小企業が活躍できる場の更なる拡大が期待されています。

本市の事業所のほとんどを占める中小企業は、こうした産業の発展過程において、様々な団体と連携しながら、地域経済と雇用の基盤を支えるのみならず、地域防災力の強化や、優れた技術や技能、祭りや文化の継承にも重要な機能を果たすなど、地域社会を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、産業構造の変化やグローバル化による競争激化、少子高齢化による内需の減退、ICT 化の更なる発展など、時代の潮流が急速に変化しており、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市においても、大型店や郊外型店の出店や高速交通ネットワークの整備などにより消費行動が変化し、商店街の空洞化が進むとともに、都市との経済格差の拡大により産業が収縮し、若者の流出が止まらず、大きな課題となっています。

こうした状況の中、地域経済が成長発展していくためには、中小企業者自らが地域の魅力ある資源や技術を見直し活用していくなど、創意工夫し経営の革新を図ることが重要です。

私たち市民は、中小企業が経済や雇用面で人口減少に歯止めをかける役割を担うだけでなく、その活力が、まちづくりの原動力となっており、市民生活や地域社会にとっても不可欠な存在であることを改めて理解し、市、中小企業及びその他中小企業の関係者と一体となって、中小企業の発展に協力していく必要があります。若者が日田にとどまる、日田に戻れる、事業の承継ができ、夢を描くことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。

このような認識に立ち、市民が自らの地域の未来に希望を持ち、快適で潤いのある生活を送ることができるよう、中小企業の発展を目指し、ここに条例を制定します。

【第 1 章 総則】

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、市の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。以下「基本法」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者

イ アに掲げる中小企業者の事業の共同化のための組織

(2) 小規模企業 基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所等を有するものをいう。

(3) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他市内において中小企業の支援を行う団体をいう。

(4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、市内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

(5) 大企業 基本法第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)で、市内に事務所等を有するものをいう。

(6) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗の設置者及び管理者で、市内に事務所等を有するものをいう。

(7) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「教育法」という。)第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校で、市内に存するものをいう。

(8) 大学等 教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関で、県内に存するものをいう。

(9) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されな

なければならない。

2 中小企業の振興は、自然、人材、技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、市、中小企業支援団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(中小企業の自助努力)

第 4 条 中小企業は、事業活動を計画的に行うとともに、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、その活動の維持改善、人材育成、雇用の促進及び福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 中小企業(第 2 条第 1 号アに掲げる中小企業者に限る。)は、それぞれの地域及び業種等を中心に組合等を組織化し、その加入を促進するとともに共同事業の実施や中小企業支援団体の加入等、相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

4 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体その他の関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

(中小企業支援団体の責務)

第 6 条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策への協力及び事業活動を通じた地域社会への貢献を行うよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第 7 条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における起業・創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第 8 条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の役割)

第 9 条 大規模小売店舗は、周辺地域との融和を図るため、中小企業(第 2 条第 1 号イに掲げる組織に限る。)及び中小企業支援団体へ加入するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加し協力するなど、地域の発展と活性化に努めるものとする。

(学校及び大学等の役割)

第 10 条 学校は、中小企業の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう促すとともに、社会見学、職場体験活動等の実践により、望ましい勤労観・職業観などのキャリア教育を推進し、地域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 11 条 市民は、中小企業の振興が、本市経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、市内産品・製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【第 2 章 中小企業の振興に関する基本的施策】

第 1 節 中小企業の振興に関する基本方針

第 12 条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営基盤の安定強化を図ること。
- (2) 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。
- (3) 経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- (4) 創業を促進すること。
- (5) 人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

第2節 中小企業の振興に関する施策

(経営基盤の安定強化)

第13条 市は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 経営に関する相談及び指導の充実
- (2) 円滑な資金調達の支援
- (3) 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- (4) 情報通信技術の活用支援
- (5) 円滑な事業承継の支援
- (6) 個別企業に対する支援体制の強化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第14条 市は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 市内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- (3) 地域商店活用の促進
- (4) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(経営の拡大及び新分野への進出の促進)

第15条 市は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産業集積の促進
- (2) 産学官の連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (3) 地域資源を活用したツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 海外における事業展開の支援及び情報提供
- (6) 知的財産の適切な活用の促進

(創業の促進)

第16条 市は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 創業に関する情報及び機会の提供並びに相談体制の充実
- (2) 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第 17 条 市は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 従業員の職業能力開発並びに技術及び技能継承の促進並びに後継者育成の支援
- (2) 中小企業への就労促進
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 女性、高齢者及び障がい者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進及び勤労者福祉の充実の支援
- (6) 下請取引の適正化

【第 3 章 施策を推進するための措置】

(意見の聴取)

第 18 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業の実態を把握するため、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会を設けるものとする。

(計画の策定)

第 19 条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、計画を策定したときは、その内容を公表するものとする。

3 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第 20 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【第 4 章 雑則】

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

日田市中小企業振興推進会議設置要綱

(設置)

第1条 日田市（以下「市」という。）における中小企業振興に関する施策に係る事項及び日田市中小企業振興計画（以下「計画」という。）に関する必要な事項等について検討を行うため、日田市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 市における中小企業振興に関する施策に係る事項
- (2) 計画の策定に関する必要な事項
- (3) 計画の進捗管理及び効果の検証に関する必要な事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、中小企業者等により選出する市民、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

4 委員長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、推進会議に委員及び部会員で組織する専門部会を置くことができる。

5 部会員は、推進会議において選任し、委員長が依頼する。

6 部会員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、日田市商工観光部商工労政課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

日田市中心企業振興推進会議 委員名簿

氏名	役職	種別	団体・組織名
関谷 忠	委員長	学識経験者	別府大学名誉教授・大分県よろず支援拠点コーディネーター
小野 栄司		学識経験者	日田公共職業安定所 統括職業指導官
野依 義明		中小企業支援団体	日田中小企業相談所 所長
岸本 良之		中小企業支援団体	日田地区商工会 広域指導課長
加藤 広嗣		金融機関	日田信用金庫 常勤理事
谷口 知幸	部会長	中小企業関係	大分県中小企業家同友会日田支部 支部長
佐々木 美徳		中小企業関係	日田市商店街連合会
神川 聖也		中小企業関係	一般社団法人 日田青年会議所
中村 広樹		中小企業関係	日田家具工業会
園田 匠		中小企業関係	日田市管工事協同組合
宮野 大樹		創業者関係	(株) Daiju.tech 代表取締役
今村 真奈美		市民団体	日田市消費者団体連絡協議会 副会長
小野 高寛		オブザーバー	大分県西部振興局地域振興部 部長